赤土等流出防止条例事業行為届出対象外確認書

以下の事業行為について、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出（通知）の対象外であることを確認済みです。

年　　　月　　　日

**＜事業内容＞**

譲受人：

譲渡人：

土地の所在地：

面積：　　　　　　　　㎡

転用の目的：

**＜確認内容＞**

事業行為対象外確認先：　　　保健所

保健所担当者：

保健所確認日：　　　年　　月　　日

（注）沖縄県赤土等流出防止条例届出通知について

1,000㎡以上の面積について切土、盛土、床掘等の事業行為を行う場合、事業開始45日前までに、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出（通知）を提出する必要があります。